

国民年金保険料の納付について

(町民税務課)

平成26年度の保険料は、月額15,250円となります。
 保険料は、前納(2年分、1年分、6カ月分)することができます。

前納について

◆前納すると保険料の割引が受けられます。
 ◆前納は現金による納付のほか、口座振替による納付も可能です。

◆平成26年4月から2年度分の保険料をまとめて納める「2年前納」が始まりました。

図1

まとめて納付(前納)すると保険料がおトクになります!!
 (平成26年度保険料月額15,250円)

1年分の保険料		6か月分の保険料	
おトク!!	口座振替では 3,840円 納付書では 3,250円	おトク!!	口座振替では 1,040円 納付書では 740円
毎月納めると 183,000円	前納すると 口座振替では 179,160円 納付書では 179,750円	毎月納めると 91,500円	前納すると 口座振替では 90,460円 納付書では 90,760円

※4月以降に国民年金の第1号被保険者になられた方が前納を希望された場合は、最初に加入された月分から年度末の3月分までの保険料となります。

※納付書の発行日によって、前納で納められない月分の保険料がある場合がありますので、ご注意ください。

※国民年金はクレジットカードでのお支払いもできません。

【経済的に保険料の納付が困難なときは申請免除を】

○保険料 全額免除または3/4、半額、1/4免除があります。

○対象者

所得が少ないなど、保険料を納めることが著しく困難と認められる方

※平成25年度に申請免除が承認された方で、継続して免除を希望される方の申請は不要となります。ただし、年度中に免除の内容に変更がある方は、再度申請が必要となります。

なお、任意加入被保険者は対象となりません。

○対象期間 7月～翌年6月

【学生のための納付特例】

○保険料 全額を納付猶予

○対象者

本人の所得が118万円以下

で、大学(大学院)、短大、高等専門学校等に在学する20歳以上の学生の方

※夜間、定時制、通信制の学生も対象となります。

※毎年申請が必要です。

○持参するもの 学生証

○対象期間 4月～翌年3月

【若年者のための納付猶予】

○保険料 全額を納付猶予

○対象者

30歳未満の方で、本人及び配偶者の所得が一定額(全額免除の基準と同類)以下の方。

○対象期間 7月～翌年6月

※ご注意ください

学生納付特例期間や若年者納付猶予期間は、将来受け取る年金の受給資格要件には算入されませんが、年金額には反映されません。

学生納付特例期間及び若年者納付猶予期間中の障害や死亡といった不慮の事態には、満額の障害基礎年金、遺族基礎年金を受け取ることができます。

○お問い合わせ

◆下館年金事務所

☎0296(25)0829

◆町民税務課 町民G

☎(84)1965(直通)

ふれあいハート教室について

(健康福祉課)

こころの病を持つ方のためにふれあいハート教室(デイケア)を実施しています。

病院に通院しながら家庭で過ごしている方、レクリエーションやスポーツなどを通じて仲間と楽しい時間を過ごしませんか。

○日時 4月3日(木)

5月8日(木) 6月5日(木)

午前9時30分～11時

○場所 保健センター

○お問い合わせ 保健センター ☎(84)1910

すくすく相談のお知らせ

(健康福祉課)

ことばや心身の発達の心配のある乳幼児と保護者を対象に、臨床心理士・保健師等による発達相談を、月1回実施しています。一組1時間程度の個別相談です。事前に予約が必要です。

○日時 4月4日(金)

5月2日(金) 6月6日(金)

○受付時間

午前11時～午後3時

(ただし、正午～午後1時を除く)

○場所 保健センター

○お申し込み・お問い合わせ

保健センター ☎(84)1910